

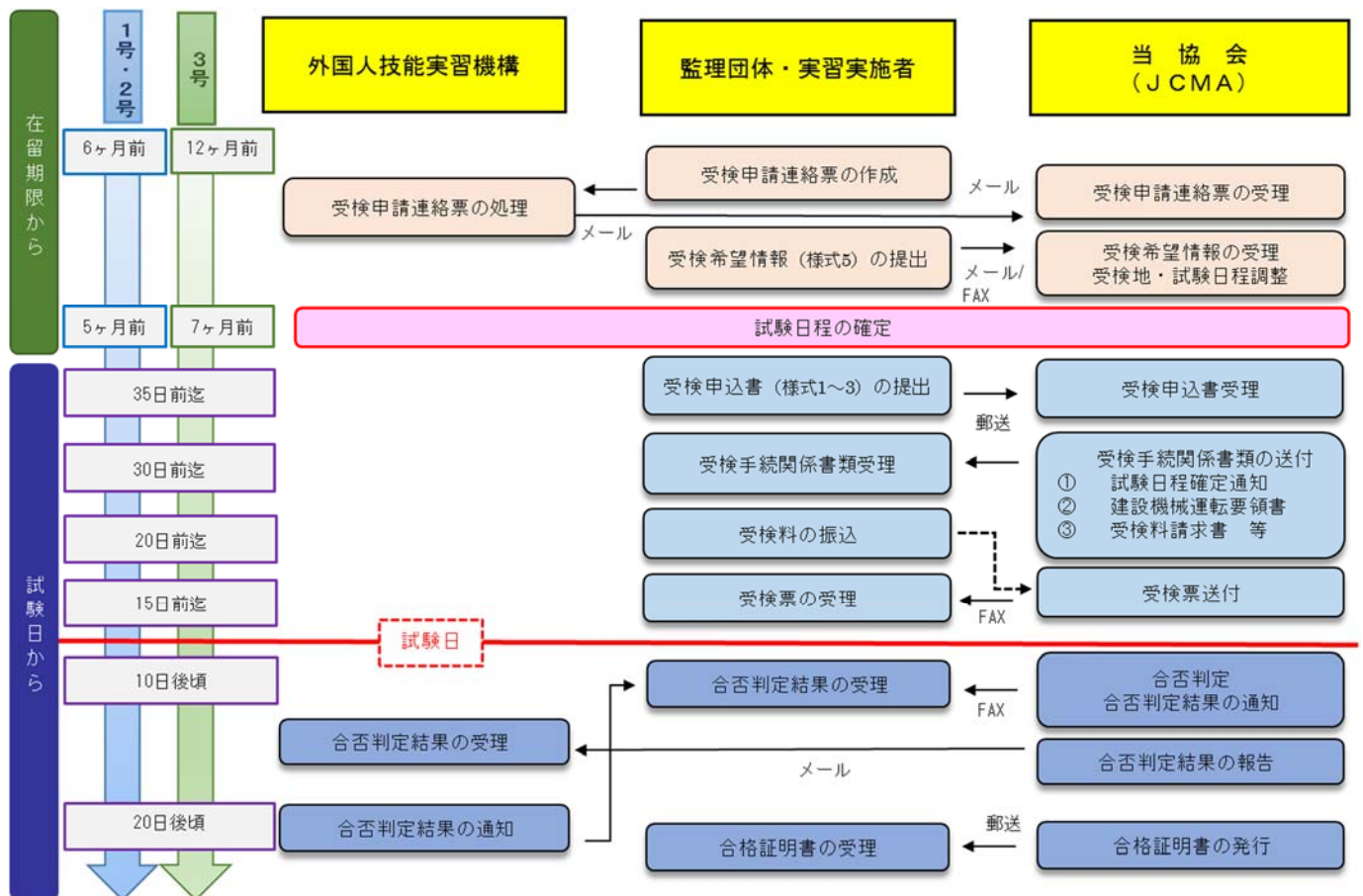
# 建設機械施工における

## 外国人技能実習生の技能実習評価試験実施について

建設機械施工分野における、技能実習生の技能実習評価試験には、1号技能実習から2号技能実習への移行に伴い受検する「初級試験」、3年間の実習成果の評価で受検する「専門級試験」、及び5年間の実習成果の評価で受検する「上級試験」があります。「専門級試験」は、3号技能実習に移行する評価試験にもなります。

### 1. 受検手続について

新制度への移行により、今後の技能実習評価試験受検までのフローは、下図に示すとおりです。



図ー1 技能評価試験のフロー

技能評価試験のフロー（図ー1）のとおり、監理団体より機構に対して「受検申請連絡票」がメールで届出されていることになっており、この「受検申請連絡票」が当協会へは機構よりメール配信されて来るのが、初級の場合で在留期限の6ヶ月前、専門級・上級で12ヶ月前となっています。

当協会の受検手続の開始は、機構からの受検希望情報を受け、さらに監理団体等から「受検希望情

報」を受けてからとします。

監理団体等からの受検希望情報を受けてから、技能実習生の実習終了日の概ね5ヶ月前（3号の場合は7ヶ月前）までに受検希望情報を基に監理団体等と定期試験・派遣型試験の別、定期試験会場、受検日を調整し決定します。

「技能実習評価試験」は、初級の場合は実習終了日の4ヶ月前以降、専門級、上級の場合は6ヶ月前以降とします。

定期試験の受検に関する諸手続の時期等は、次の通りです。

- ① 「受検申込書」の郵送は、**試験実施日の35日前**までに御願います。
- ② 「受検関係書類（建設機械運転要領書、受検料等請求書）」は、**試験実施日の30日前**までに郵送します。
- ③ 「受検料等」の振込は、**試験実施日の20日前**までに御願います。
- ④ 「受検票」は、**試験実施日の15日前**までに配信します。
- ⑤ 試験結果は、試験日から概ね10日後頃までに配信します。
- ⑥ 合格者には合格証明書を試験日から概ね20日後頃までに郵送します。

2. 試験実施不可能になった場合の措置について

試験の実施が不可能になる場合には、天候・交通機関の問題などで実施できなくなる場合と、受検者の疾病や逃亡といった状況による場合が考えられます。

天候、交通機関などで実施できなくなった場合は、振り込まれた受検料は全額返金とし、改めて試験実施日の調整等からやり直します。また、当協会の都合による延期の場合も同様です。

受検する側の事情による試験回避等については以下のような対応とします。

(1) 試験を取りやめる場合

受検者の帰国、逃亡などにより、試験実施が不可能になった場合については、その事象が発生し、当協会に連絡が入った時点で、下表のような対応とします。

|       | 取消しの連絡の時期（試験実施日に対して） |             |             |      |
|-------|----------------------|-------------|-------------|------|
|       | 15日以上前               | 14～4日前      | 3～1日前       | 試験当日 |
| 受 検 料 | 返却                   | 半額を返却       | 返却せず        | 返却せず |
| 派 遣 料 | 返却                   | 返却          | 返却          | 返却せず |
| 旅 費   | 予約取消手数料を差引く          | 予約取消手数料を差引く | 予約取消手数料を差引く | 返却せず |

(2) 受検者数の変動（減少した場合）

受検者の一部が帰国、逃亡などにより、受検者数が減少した場合については、受検者数の変動だけであり、試験は予定通り実施することから、減少した受検料について下表のような対応とします。

|       |                         |           |           |
|-------|-------------------------|-----------|-----------|
|       | 受検者数変動の連絡の時期（試験実施日に対して） |           |           |
|       | 15 日以上前                 | 14～4 日前まで | 試験当日～3 日前 |
| 受 検 料 | 返却                      | 半額を返却     | 返却せず      |

（３）試験実施日、実施場所に変更が生じた場合

試験実施日に変更が生じたケースでは、以下のような対応をします。

- ① 監理団体等と協議し、試験実施日を再設定します。
- ② 変更の生じた事由により、費用負担について次の通りとします。
  - ・ 変更不可能な切符（先割航空券等の手配）を手配している場合、その取消手数料を請求します。航空機利用の場合、早割・パック等の利用により交通費を抑えていますので、受検料等の請求書の作成に取り掛かった段階では、これら切符の手配が完了しています。
  - ・ 宿泊施設等を予約している場合で、取消手数料が発生する場合は、これを請求します。
  - ・ 試験日等変更に伴う受検費用は変更の状況により再度設定します。当初請求額と異なる場合は、その差額分の請求もしくは払戻を致します。

### 3. 試験問題及び合否判定について

建設機械施工技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の問題及び合否判定を以下のとおりです。

（１）試験問題について

各級の試験については、以下のとおりです。

| 名 称  |           | 初 級                                  | 専門級                                         | 上 級                                |
|------|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 活用目的 |           | 技能実習 1 号より 2 号への移行に伴う評価試験            | 技能実習 3 年間の習得技能等の評価及び、実習期間 2 年延伸に伴い必須となる評価試験 | 技能実習 5 年間の習得技能等の評価                 |
| 学科試験 | 言 語       | ひらがな表記とし、外来語についてはカタカナ表記。ヘボン式ローマ字も併記。 | 日本語（漢字かな交り表記とし、漢字にはルビを付す。                   |                                    |
|      | 解答方法及び問題数 | 真偽法で 20 問                            | 真偽法で 25 問<br>多肢択一式で 5 問                     | 真偽法で 44 問<br>多肢択一式で 6 問            |
|      | 試験時間      | 60 分                                 | 80 分                                        | 100 分                              |
| 実技試験 | 試験方法      | 基本動作試験 45 点、作業試験 30 点、総合評価 25 点で採点   | 基本動作試験 35 点、作業試験 40 点、総合評価 25 点で採点          | 基本動作試験 25 点、作業試験 50 点、総合評価 25 点で採点 |
|      | 試験時間      | 概ね 10 分程度（制限時間あり）                    |                                             |                                    |

(2) 合否判定について

各級の合否判定は下表による。

学科試験及び実技試験の合格基準

|      | 初 級                                                                           | 専門級                                                                                           | 上 級                                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学科試験 | 60 点以上<br><br>出題 20 問中 12 問以上の<br>正解で判定                                       | 65 点以上<br><br>出題 25 問の真偽法と、出<br>題 5 問の多肢択一式の合<br>計点で判定                                        | 65 点以上<br><br>出題 50 問中 33 問以上の<br>正解で判定                                                        |
| 実技試験 | 得点合計で 60 点以上<br><br>但し、要素試験毎の得点で<br>以下のように判定する。<br>基本動作試験で 50%以上<br>の条件を満たすこと | 得点合計で 65 点以上<br><br>但し、要素試験毎の得点で<br>以下のように判定する。<br>基本動作試験で 50%以<br>上、作業試験で 30%以上<br>の条件を満たすこと | 得点合計で 70 点以上<br><br>但し、要素試験毎の得点で<br>以下のように判定する。<br>基本動作試験で 50%以<br>上、作業試験で 30%以上<br>の条件を満たすこと。 |